

会報

令和6年4月号

発行所 〒590-0953 堺市堺区甲斐町東4丁1番10号

TEL 072-221-5115 FAX 072-221-5055

E-mail keiei_center@ockc1969.jp

URL <http://www.ockc1969.jp>

協同組合 大阪中小企業経営センター

発行責任者 山添浩平

新規組合員募集中

税務・労務・行政・法律の
ご相談と手続きは、当経営センター
まで、お待ちしております。



受付

- | | |
|----------|---------|
| ★弁 護 士 | 井 上 健 策 |
| ★税 理 士 | 本 田 浩 基 |
| ★司 法 書 士 | 法 常 博 |
| ★社会保険労務士 | 山 添 浩 平 |
| ★行 政 書 士 | 本 田 浩 基 |

只今、当組合では、新規組合員を募集しております。お知り合いなどの事業所で、まだ、ご入会頂いていない事業所がございましたら、当経営センターまでご紹介くださいますよう宜しくお願い致します。

賛助会員の方は、随時、協同組合へのご入会を受け付けておりますので、お気軽に事務局まで、お問い合わせくださいますよう宜しくお願い致します。

『アフラックがん保険』のチラシを同封しております。
当経営センターの組合員様・会員様であれば、月々の保険料が軽減されます。

保険の見直し・新規ご加入等々ご検討中の方は、是非ご参考にしていただければと存じます。



令和6年度税制改正

税 務

～はじめに～

会報新年号にて令和6年税制改正について掲載させて頂きました。今回はその一部を掲載していきます。

1. 定額減税（会社手続等）

①月次減税対象者について（6月以後開始）

- 令和6年分の所得税額（3万円）から税額を控除します。
 - 同一生計配偶者及び扶養親族も上記と同様に控除対象です。
 - 上記控除対象について、合計所得金額が48万円以下の方に限ります。
 - 令和6年分の合計所得金額が1,805万円以上が見込まれる方についても行います。
- ※最終的に1,805万円以上の場合は年末調整等で精算します。

②該当しない方及び扶養の異動について（年末調整等にて控除）

- 予定納税の発生しない個人事業主
- 6月1日以後支払う給与等について、扶養控除等申告書を提出していない人
- 6月2日以後に支払者のもとで勤務することになった人
- 6月以後に支払う給与等より後に出生し対象扶養家族が増加及び、就職等で減少した場合は年末調整等で精算します。

③実際の手続き（給与等支払いの場合）

- 6月1日以後最初に支払われる給与等から控除されます。引ききれない場合、翌月以降から順次控除されます。
 - 給与明細書について定額減税で控除した額を表示します。
- ※年末調整等を行って支払う月の明細書については表示の必要はありません。
- 源泉所得税納付書の記載については控除後の金額のみ記載して減税額の記載の必要はありません。

④住民税について

～特別徴収～

令和6年6月に給与の支払いの際は特別徴収を行わず、特別控除の額を控除した後の個人住民税の額の11分の1の額を令和6年7月から令和7年5月まで、それぞれの給与の支払いの際に徴収します。

～普通徴収～

令和6年分の個人住民税に係る第1期分の納付額から特別控除の額に相当する金額（当該金額が第1期分の納付額を超える場合には、当該第1期分の納付額に相当する金額）を控除します。（控除しきれない場合は2期以降で控除）

※税額控除は令和5年度の所得等が反映され対象1人につき1万円となっています。

※上記について、各役所で計算された納付書等が届きますので、それに従って控除していきます。

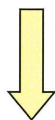
2.経営セーフティ共済について

～概要～

取引先事業者が倒産した際に、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐための制度で、毎月一定及び年払いで掛金を積立てておくことにより共済金の貸付が受けられる制度をいいます。

また積立てた掛金の額が、支払った年度の損金に算入されます。その部分について今回下記内容に改正されます。

●改正前・・・共済契約の解除を行った後、解約金の入金後であれば同法の共済契約を再度行うことが可能で、その際支出する掛金は、当該支出した年度の損金の額に算入することが出来ます。



●改正後・・・共済契約の解除があった後、解約金の入金後再度共済契約を行った場合、その解除日から同日以後2年を経過する日までの間に支出する掛金については損金の額に算入することは出来ません。

上記の改正は、令和6年10月1日以後の共済契約の解除について適用されます。

労 務

労働条件明示のルールが変わります ～2024年4月から～



労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます。

明示のタイミング	新しく追加される明示事項
全ての労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1.就業場所・業務の変更の範囲（※1）
有期労働契約の 締結時と更新時	2.更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容 <u>併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者にあらかじめ説明することが必要になります。</u>
無期転換ルール※に基づく 無期転換申込権が発生する 契約の更新時（※2）	3.無期転換申込機会 4.無期転換後の労働条件 <u>併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項（例：業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲など）について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなりました。</u>

※ 同一の利用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込により、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。

※1 「変更の範囲」とは将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務をさします。

※2 初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も有期労働契約を更新する場合は、更新のたびに、今回の改正による無期転換申込機会と無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

労働者の募集や職業紹介事業者への申し込みの際も明示しなければならない事項も追加されました。

最低限明示しなければならない労働条件
明示事項



今回の改定で追加される

記載が必要な事項	記載例
業務内容	(雇入れ直後) 一般事務 (変更の範囲) ●●事務
契約期間	期間の定めあり (2024年4月1日～2025年3月31日) 契約の更新 有 (●●により判断する) 更新上限 有 (通算契約期間の上限 ●年/更新回数の上限 ●回)
試用期間	試用期間あり (3か月)
場所	(雇入れ直後) 本社 (変更の範囲) ●●営業所
就業時間	9:00～18:00
休憩時間	12:00～13:00
休日	土、日、祝日 (年末年始を含む)
時間外労働	あり (月平均20時間)
賃金	月給 25万円 (ただし、試用期間中は月給20万円 時間外労働の有無に関わらず一定の手当を支給する制度(いわゆる「固定残業代」)を採用する場合は、以下のような記載が必要です。 (1)基本給●●円((2)の手当を除く額) (2)■■手当(時間外労働の有無に関わらず、×時間分の時間外手当▲▲円を支給 ▲円を支給 (3)×時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給
加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
受動喫煙防止措置	屋内禁煙
募集者の氏名または名称	〇〇株式会社

※募集広告などの労働者の募集に関する情報を提供する場合は、記載した時点を示すなど、正確かつ最新の内容に保つ義務があります。

健康保険料率&雇用保険料率の変更!

令和6年3月分(4月納付分)より
健康保険の料率が変わりました!

3月分以降の健康保険料率・厚生年金保険料率は下記の通りです。

- 健康保険 10.34% (本人負担分5.17%) 介護保険該当なし
- 健康保険 11.94% (本人負担分5.97%) 介護保険該当 ※
- 厚生年金 18.30% (本人負担分9.15%)

※介護保険該当者は40歳以上65歳未満の方です。

●令和6年4月1日から令和7年3月31日までの雇用保険料率(令和5年度と同率です。)

		負担者		①+② 雇用保険料率
		① 労働者負担	② 事業主負担	
事業の種類	一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
	農林水産 清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	17.5/1,000
	建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	18.5/1,000

労働保険の年度更新について



労働保険事務組合、協同組合大阪中小企業経営センターに委託されている事業主の皆様には、4月下旬~5月初旬頃に「お知らせ」を郵送させていただきますので宜しくお願い致します。





引き続き募集しております 建設業一人親方の皆様へ

当組合は建設業に従事する一人親方を募集しております。特別加入に加入すると仕事や通勤途中の傷病については治療に要した費用が支給されたり、休業補償（休業4日目以降）や障害年金等の給付が受けられます。安心して働いていただく為にも是非ご加入の検討を宜しくお願い致します。

尚、保険料や保険給付の内容等につきまして、詳細をお尋ねの方や、労働保険に関するご相談がありましたらお気軽に当経営センターまでお問い合わせ下さい。



中小企業経営者の
みなさまへ

国が準備したセーフティネット

安心の材料をご提供します。

小規模企業共済制度

●制度の特長

- 1 経営者のための**退職金制度**
- 2 掛金は**全額所得控除**
- 3 受取時も**税制メリット**

他にもこんな特徴があります。

- 月々の掛金は1,000円から
- 契約者貸し付けの利用が可能
- 共済金の受給権は差押禁止

経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

- 1 掛金の10倍の範囲内で
最高8,000万円まで貸付け
- 2 貸付条件は
無担保・無保証人
- 3 掛金は税法上**損金(法人)**または
必要経費(個人事業)に

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】 平日 9:00~17:00

Be a Great Small.
中小機構

令和5年9月から
オンライン
手続き
スタート

制度の詳細内容は2次元コード又はホームページからご確認ください。

ご要望の多い一部の手続きについてオンライン手続きが出来ます。

小規模企業共済

小規模共済

検索

経営セーフティ共済

経営セーフティ共済

検索



2023.9

会員親睦会中止のお知らせ

来年度以降に実施できるよう検討させていただいておりますが、今年度も中止とさせていただきます。

ご理解の程お願い申し上げます。



無料法律相談の日程は、下記の通りです。ご相談ご希望の方は、相談日の二日前までに予約が必要ですので、当経営センターまで、お気軽にお電話でお申込み下さい。

		担当弁護士	時間
4月	4日(木)	井上 健 策	午後5時～
5月	9日(木)	井上 健 策	午後5時～
6月	6日(木)	井上 健 策	午後5時～
7月	4日(木)	井上 健 策	午後5時～

無料法律
相談



協同組合 大阪中小企業経営センター

理事長 山添 浩平

拝啓 春光の候、組合員の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、長年副理事長を務められました仲野明様が、令和6年2月10日に永眠いたしました。

仲野様は、平成12年に当経営センターに入会以来、長年におたりご尽力いただき、また副理事長就任後は、当経営センターの運営に大きく貢献していただき、かけがえのない存在でした。ここに心より哀悼の意を表します。

仲野様の温厚な人柄と、常に皆様のことを第一に考える姿勢は、多くの方々に慕われておりました。仲野様の突然のご逝去は、当経営センターにとって大きな損失ではありますが、天国の仲野様に笑われたいように、一所懸命に当経営センターの発展に努めて参りたいと思います。

結びに、会員皆様に謹んでご報告申し上げますとともに、仲野様のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

